和歌山市

定額減税しきれなかった方へ

令和7年度和歌山市物価高騰重点支援給付金
（不足額給付分）のご案内

（不足額給付分）とは、令和7年1月1日時点で和歌山市にお住まいの方で、以下いずれかの事情により、令和6年に実施した**当初調整給付**（注）**の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うもの**です。

不足額給付Ⅰ

当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、**令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方**に対して、その差額を支給します。

例

- ○ 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」＞「令和6年分所得税額（令和6年所得）」となった方
- ○ こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」＜「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった方
- ○ 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、本来給付されるべき額が増加した方

不足額給付Ⅱ

個別に書類の提示（申請）により、給付要件を確認して給付する必要がある方（=本人及び扶養親族等として定額減税及び調整給付金の対象外であり、かつ低所得世帯向け給付を、世帯主・世帯員として受給しなかった方）に、1人当たり原則4万円を支給。ただし、令和6年中に国外から転入した方、令和6年度個人住民税で課税者の被扶養として1万円の減税を受けた方等は3万円等、支給額が4万円でないことがあります。

例

- ○ 青色事業専従者、事業専従者（白色）の方
- ○ 合計所得金額 48 万円超の方

（注）昨年夏、「定額減税しきれないと見込まれた方」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、調整給付金（当初調整給付）を支給しております。

イメージ

不足額給付時 調整給付所要額 （令和7年） **A**	―	当初給付時 調整給付所要額 （令和6年） **B**	＝	調整給付金 不足額給付額 （令和7年） **C**

※1万円単位　※1万円単位

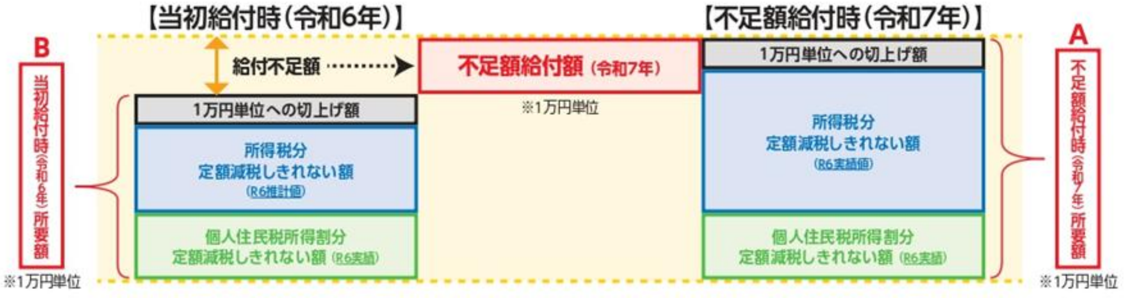

※注1：所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額1,805万円超の方は、給付の対象とはなりませんのでご注意ください。
※注2：「不足額給付時調整給付所要額」（A）が「当初給付時調整給付所要額」（B）を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めません。

支給の手続き

令和7年1月1日時点で和歌山市にお住まいの方

「お知らせ」が届いた方

原則、手続きの必要はありません。

支給対象に該当する、かつ和歌山市が預貯金口座を把握している方に送付します。
令和７年８月下旬以降、順次支給します。

「確認書」が届いた方

手続きが必要

確認書の返送

支給対象に該当する可能性が高い方に対して送付します。
内容を確認し、必要事項を記入の上、下記事務局へ提出してください。提出書類の審査完了後、順次支給します。

提出期限：令和7年10月31日

その他の方

手続きが必要

申請書の提出

申請書は、和歌山市ホームページからダウンロードできます。
※**申請が必要な方**に該当する場合、給付金を受け取るには、申請が必要です。申請書に必要な資料を添えて下記事務局へ提出してください。

提出期限：令和7年9月30日

不足額Ⅰ

手続きが必要

確認書の返送

申請書の提出後、対象者の方には確認書が届きます。
給付金の受給には、**確認書の提出**が必要です。
内容を確認し、必要事項を記入の上、下記事務局へ提出してください。提出書類の審査完了後、順次支給します。

提出期限：令和7年10月31日

不足額Ⅱ

確認書は届きません。
提出書類の審査完了後、順次支給します。

※申請が必要な方

不足額Ⅰ

令和６年中に他の市区町村や国外から本市に転入された以下の方が該当する可能性があります。
・令和６年所得税額が令和５年所得税額より小さかった方
（例：令和６年所得が、令和５年所得よりも小さかった方）
・令和６年中に扶養親族が増えた方（例：お子さまが出生された方）

不足額Ⅱ

個別に書類の提示（申請）により、給付要件を確認して給付する必要がある方であって、以下のいずれの要件も満たす方

・令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ（≒本人として定額減税対象外）
・税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう、青色事業専従者・事業専従者（白色）の方、合計所得金額48万円超の方（≒扶養親族等としても定額減税対象外）
・低所得世帯向け給付（R5 非課税給付等、R6 非課税化給付等）を、世帯主・世帯員として受給していない

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意下さい!

和歌山市物価高騰重点支援給付金事務局（郵送・持参先窓口）

住　所　〒640-8154　和歌山市六番丁19　株式会社フジ田産業六番丁ビル1階
電話番号　073-499-5184　受付時間：平日8：30～17：15（土日祝を除く）

和歌山市物価高騰重点支援給付金コールセンター
☎0120-969-861　受付時間：平日8：30～17：15（土日祝日を除く）

和歌山市ホームページもご覧ください。
（ページ番号1065074）

市HP